

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2008年3月号

「灯りをつけましょ、ぼんぼりに…」ひなまつりの季節です。四条通の田中弥さんの優雅な雛人形や見事な調度品が、道行く人々の目を集めています。

いつでも、田中弥さんの前を通るのは楽しいのですが、この季節は格別ですね。



3月号目次

☆ かけもちで働く場合の保険は？



☆ かけもちで働く場合の保険は？

先日、ある方からご質問をいただきましたので、所謂かけもち、二つの会社で働く場合の、公的保険についてご説明しますね。

二つの会社で働くななんてそんなこと現実にあるわけない！ ひとつの仕事を見つけるのも大変なのに。でもこんなケースがありました。あなたにも実際起こりうることも？

● Aさんのケース

Aさんは、B社の社員として働いています。今度、奥さんが高齢者向けの宅配サービスの会社C社を立ち上げました。実質の経営者は奥さんのD子さんなのですが、銀行からの借入金等の関係で、Aさんが代表取締役となることとなりました。Aさんは、勤務先B社の許可を得て、C社の代表取締役に就任。C社は、社会保険、労働保険とも加入しました。代表取締役は労働者性がないので、労働保険（雇用保険、労災保険）に加入しません。

問題は、社会保険（厚生年金、健康保険）です。Aさんは、B社で通常の社員と同じく週40時間以上働いています。通常、社会保険に加入するには、その会社で働く通常の労働者の4分の3以上勤務実態があることが要件となっています。例えば、取締役であれば、通常の労働者の4分の3以上勤務していなければ、社会保険に加入させる必要はないのです。しかし、代表取締役は常勤とみなされるため、社会保険については、加入させなくてはならない、ということになります。

このような場合どうするか？

1. まず、Aさんがどちらの健康保険証を持つか？ということを決めます。
その上で、事業所が同じ社会保険事務所管轄であれば「2以上の事業所勤務の届出」を、管轄社会保険事務所に。

（裏面へ続く）

事業所が違う管轄であれば「2以上の事業所に使用される場合における保険者選択届」を健康保険証を持つほうの管轄の社会保険事務所に。

それぞれ10日以内に届出ます。

2. その場合の保険料はどうなるの？

健康保険証を持つほうの事業所が、持つ！というわけではありません。それぞれの会社でのお給料から算出した標準報酬月額を合算したものが、Aさんの標準報酬月額となり、それぞれの会社の標準月額に応じて、それぞれの会社が保険料の会社負担分を支払う、勿論AさんもB、C社のお給料から被保険者負担分を天引きされると言うこととなります。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

●西尾の解説

私も、実はご質問いただくまで、2社かけもちが現実であっても、2社で被保険者というのは、レアケースかな？と思っておりました。でも、働き方、働かせ方は日々刻々変化しています。企業内起業も増加していて、企業の通常社員として働きながら別途その企業の中で、別会社を立ち上げて代表取締役としてリーダーシップを発揮する。本人としてもダブルインカムで、会社としてもひとりの社員で2度美味しいというケースもあります。会社で働きながら別会社を立ち上げる、でも今勤めている会社は辞めたくない！という場合は、まず会社の就業規則を熟読してください。兼業禁止という項目はありませんか？または、禁止とまではいなくても、必ず会社の許可を得ること！という項目を設けている会社も多いですよ。

後でトラブルになったり、後悔をしないよう、必ず、そこはチェックしてくださいね。

特に、家庭があって当初は今勤めている会社からの収入はマスト！という場合は慎重になさってください。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

